


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する訓令に				
	について	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨 東京労働局長が、東京都最低賃金を28円引上げ時間額1,013円に改正することを決定したことに伴い、一般事務等の臨時職員の時間給が東京都最低賃金を下回るため、改正を行うものである。</p> <p>2) 主な改正内容 ・別表第1に規定された一般事務、保育士職（その他）、児童館・学童保育所業務員（その他）及び図書館勤務員について、時間給を30円引き上げ、「990円」から「1,020円」に改める。</p> <p>3) 施行日等 令和元年10月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後の勤務に係る賃金について適用する。</p> <p>4) 影響及び効果 最低賃金法の趣旨に沿った対応となる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。